

補助金等検証シート

No. 18

所属	高齢福祉課	会計	1	款	3	項	1	目	4	事業	45	シルバー人材センター運営費
第5次総合計画施策体系	章	4	節	4	部門	1	部門名	高齢者保健福祉				

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	シルバー人材センター運営補助金														
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	公益社団法人生駒市シルバー人材センター運営補助金交付要綱														
(3) 補助金創設年度	平成5	年度	交付区分 団体(固定)												
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>交付要綱等、文書上は正確な経緯は不明であるが、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第40条に、国及び地方公共団体の責務として、同法第41条に定義づけられているシルバー人材センターに対し、支援することに努めるよう規定されていることから、補助金を交付することとしたものと考えられる。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律・厚生労働省</p>														
(5) 平成25年度予算額	7,100	千円	<table border="1"> <tr> <td>財源</td> <td>国・県補助金</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他特定財源()</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般財源</td> <td>7,100</td> <td>千円</td> </tr> </table>	財源	国・県補助金	0	千円		その他特定財源()	0	千円		一般財源	7,100	千円
財源	国・県補助金	0	千円												
	その他特定財源()	0	千円												
	一般財源	7,100	千円												
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]														
(7) 国・県からの補助金の概要	<p>地方公共団体の補助金が、国からシルバー人材センターへの補助金の額を下回ると、国の補助金が地方公共団体の補助金の額と同額までしか交付されないため、運用上、国の補助金と同額としている。なお、金額については、平成22年度、23年度と、国の計画どおり、国の補助金が引き下げられたが、今年度までは引き下げの計画がないため、昨年度と同額とした。</p> <p>補助率、補助基準等 シルバー人材センターの規模に応じて、一律、3段階に定められている。</p> <p>[市単による上乘せがある場合は、その内容]</p> <p>[国、県等の補助金が創設された経緯・目的] 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第40条に、地方公共団体とともに国の支援も規定されているため。</p>														

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	公益社団法人 生駒市シルバー人材センター	(9) 団体等の構成人数	890	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)				
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)				
	項	目	積算根拠又は内容	金額
			人 × 6,600 千円 =	0 千円
				千円
				千円
				千円
		○	市役所庁舎の地下1階の一部分を事務所として使用している(使用料相当分42万円+光熱水費負担を徴収)	千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由				

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	7,100	千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0	%
------------------------	-------	----	-----------------------	-----	---

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費	別紙による	
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○	
補助率又は単価設定根拠	国の補助金の額は、センターの規模に応じて、一律に3段階に定められている。市が国と同額を補助することで、補助対象経費の1/2ずつを助成することになる。	
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		法の規定上、恒久的な支援が期待されているため。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。		団体が適正な監査を行っているため。
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		同上
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○	
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		団体が公益社団法人であり、経理区分については、1市町村の補助金交付事務を想定して設けられているわけではない。所定の実績報告により確認することになる。

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 高齢化社会の進行により、シルバー人材センターの重要性は高まっているが、シルバー人材センターはその設立目的を高齢者の就業機会の増大を図ること等に置いていることから、収益性に乏しく、財政的に厳しいことから、市の補助は有益である。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 高齢化社会の進行により、シルバー人材センターの重要性は高まっているが、シルバー人材センターはその設立目的を高齢者の就業機会の増大を図ること主眼とし、公益財団法人の認可を取っているため、収益性に乏しく、財政的に厳しいことから、市の補助は有益である。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
〔上記のように評価した理由〕 第5次総合計画にも上程しているとおりである。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
〔上記のように評価した理由〕 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の期待するところである。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
〔上記のように評価した理由〕 国の補助金交付にあたって、地方公共団体の補助が要件となっており、シルバー人材センターに対する国の支援方針が変わらないかぎり、補助金の交付は不可欠である。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
〔上記のように評価した理由〕 今後もさらに高齢化社会が進行し、シルバー人材センターの重要性は引き続き高いが、シルバー人材センターはその設立目的を高齢者の就業機会の増大、生きがい対策を図ること等に置いていることから、収益性に乏しく、財政的に厳しい状況に変化はないため。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B	一定程度期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) 国及び市の補助金はシルバー人材センターの重要な財源であるが、単年度では収支の厳しい年度もあり、収入額として必ずしも充足されているとは言えない。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	国庫補助が停止され、現状の金額で、14,200千円の収入減となり、存続が危ぶまれる事態となる。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成21年度	
	見直しの契機	監査委員からの指摘	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 市独自の上乗せを廃止し、国庫補助と同額とした。	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	高齢化社会がさらに進行し、シルバー人材センターの重要性は引き続き高いと考えられるが、同センターの主たる設立目的は、高齢者の就業機会の増大を図ること等においていることから、収益性に乏しく、財政的に厳しい状況は続くと思われるため。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	7,100 千円	7,100 千円	9,450 千円	11,300 千円	17,000 千円
うち国庫補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うちその他財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち一般財源	7,100 千円	7,100 千円	9,450 千円	11,300 千円	17,000 千円
交付件数実績	1	1	1	1	1
当該年度交付対象数	1	1	1	1	1
補助金交付・管理事務の人員費	66 千円				
職員従事者数(人・年)	0.01				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	285,911 千円	286,955 千円	291,275 千円	324,820 千円	332,820 千円
歳入決算総額	289,174 千円	284,483 千円	289,586 千円	328,375 千円	331,173 千円
うち前年度繰越金	0 千円				
積立金(H24年度末現在高)	30,976 千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況 無 有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	10,700 千円	
大和郡山市	2,000 千円	人件費を除く
天理市	14,500 千円	
橿原市	17,000 千円	
香芝市	14,000 千円	

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
運営費補助事業	人件費	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>運営費補助事業の管理に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金</p>
	管理費	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>運営費補助事業の管理に必要な次に掲げる経費</p> <p>光熱水料、公租公課、借料及び損料、諸謝金、賃金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、教材費、訓練委託費、雑役務費</p>
	事業費 (連合本部)	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>運営費補助事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、公租公課(自動車重量税)、借料及び損料、保険料、諸謝金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、教材費、訓練委託費、雑役務費</p>
事業費	シルバー人材センター事業機能強化推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>シルバー人材センター事業機能強化推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、公租公課(自動車重量税)、借料及び損料、保険料、諸謝金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、教材費、訓練委託費、雑役務費</p>
	企画提案方式にかかる事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>企画提案方式による事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>諸謝金、社会保険料、法定福利費、旅費、消耗品費、借料及び損料、会議費、印刷製本費、通信運搬費、教材費、雑役務費、事業設備費(事業開始初年度に限る)</p>

公益社団法人生駒市シルバー人材センター運営補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、公益社団法人生駒市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が行う高齢者の就業の機会の増大と福祉の発展を図るための事業に要する経費について、補助金を交付するために必要な要綱を定めるものとする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、生駒市シルバー人材センター運営補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の決定したときは、市長は、生駒市シルバー人材センター補助金交付決定通知書（様式第4号）により、センターに通知するものとする。

(補助金の交付条件等)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(事業計画の変更承認)

第6条 センターは、補助金の対象となる事業の計画を変更しようとするときは、遅滞なく生駒市シルバー人材センター運営補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（検査等）

第7条 市長は、必要があるときは、センターに対し補助事業に関する報告を求め、又は市長の命じた職員をして補助事業に係る書類、帳簿等の検査を行わせることができるものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 センターは、補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに生駒市シルバー人材センター運営補助金交付請求書（様式第6号）を市長に対し提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理した場合において適当と認めたときは、センターに対し補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 センターは、補助事業完了後、市長の定める期日までに補助事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、生駒市シルバー人材センター運営補助金確定通知書（様式第10号）により、センターに通知するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定により市長が付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 第6条本文の規定に違反したとき。
- (3) 第7条の規定による報告又は検査を拒んだとき。
- (4) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、センターの設立許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、改正後の公益社団法人生駒市シルバー人材センター運営補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。